

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	18年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
1 新しい行政システムの構築 <第1の柱>									
(1) 分権型社会に対応した新たな県の役割の確立									
(事務事業の見直し)									
全事業の見直し	県の行う全ての事業について、国、県、市町村、民間等の役割を踏まえ、引続き県が事業主体となるべき事業を選別するため、外部の目も入れて大胆に見直しを行います。	見直し	順次実施				A 17年度に実施した事業仕分けの結果を踏まえ、18年度予算においては、23事業・14億13百万円分の見直しを行い、11億18百万円を削減した。 また、19年度予算においては、6事業・89百万円の見直しを行い、69百万円を削減した。	仕分け結果については、今後も、予算編成や、各事業のあり方の検討、市町村への権限移譲の検討、国に対する制度改善要望に活かしていく。	総合企画部 総務部 各局
政策評価の活用	現在行われている政策評価の結果等を、予算編成や組織・職員定数、人事配置等に活かすことができるシステムの検討を進めます。	検討	運用				A 政策評価と各部の予算要求の連携をより強化するため、評価帳票の大幅な改正を行うとともに、予算編成に活用しやすいよう、19年度からスケジュールを変更し、作業の開始時期を早めた。 新たに個別事業の評価基準を示すとともに、記載例を充実し、帳票作成負担を軽減した。	今後も評価制度の活用、あり方について検討を進め、必要に応じ、改善していく。 評価委員会委員と県庁職員との評価業務にかかる研究会を継続して行っていく。	総合企画部 総務部 各局
地方分権の推進(分権推進事業)	三位一体改革など地方分権改革を一層推進するため、庁内の総合調整、職員の意識改革に努めるとともに、住民理解の促進、市町村との連携強化などを進めます。 このため、県・市町村の役割、自治体経営、新しい公共空間の形成等のこれからの分権型社会のあり方を明らかにしていくとともに、分権フォーラムの開催、住民アンケートの実施、全国知事会や他の都道府県・市町村と連携しての改革提言など総合的に取り組んでいきます。	順次実施					A 18年6月及び11月に千葉県自治体代表者会議(県内地方6団体)と県内全56市町村の首長・議会議長で、地方分権に関する緊急アピールを発表した。 全国知事会、新しい日本をつくる国民会議(21世紀臨調)、八都府県首脳会議、分権型政策制度研究センター等と連携して国へ各種提言を行った。 19年3月に、分権フォーラムとして、県・市町村職員を対象に「第2期地方分権改革に向けた研修会」を開催した。	引き続き、県内地方6団体や全国の自治体等との連携を強化し、国の動向等に適切に対応していく。 庁内の意識改革に努めるとともに、分権フォーラムの開催等を通じて、県内自治体職員の意識改革、県民への啓発・情報提供等を行う。	総合企画部 各局
(市町村との役割分担の見直し)									
市町村への支援及び権限移譲の推進	市町村と協働した総合的な地域づくりに向けて、県の持つ人材や情報などを組織横断的な体制で提供するなど、市町村への支援を進めていきます。 また、住民に身近な事務を市町村に権限移譲するなど、市町村の機能強化の支援を図ります。 移譲にあたっては、分権型社会における基礎自治体のあり方等を踏まえ、市町村の規模等に応じた包括的な権限移譲や、移譲を受けた事務が滞りなく実施できるよう、県からの人的・財政的な支援を行います。	支援 方針策定	実施				A 合併市町の行財政運営や政策課題について助言、協力をを行うため、「新市町スタートアップ支援事業」を実施し、県職員を派遣した。(18年度:旭市など6市12名、19年度:旭市など6市12名) 合併市町の新しいまちづくりに向けた課題等について、県・市町村協働による「新しいまちづくり協働研究会」で協議した。(18年度:旭市8回、香取市1回) 市町村の自主的・創造的な事業に対して助成する「元気な市町村づくり総合補助金」事業を実施した。(18年度実績:380,770千円) 権限移譲パッケージリストの見直しを行い、新たなリストを19年3月に市町村へ提示した。	「新しいまちづくり協働研究会」を引き続き開催するとともに、セミナー等を開催し、市町村の主体性・創造性を発揮した地域づくりを推進する。 「元気な市町村づくり総合補助金」を引き続き実施し、市町村の自主・自立の一層の促進を図る。(19年度予算額:402,500千円) パッケージの更なる改善を図り、市町村の意向を十分に踏まえて権限移譲を進めていく。	総務部
中核市制度への移行に伴う保健所業務の移譲	人口が30万人以上である市については、中核市制度への移行に伴い、保健所事務の移譲を進めます。	順次実施					A 柏市について、20年4月を目途に中核市への移行準備を進めた。さらに、保健所業務の円滑な移行を図るため、研修生の受入を行った。(本庁1名、柏健康福祉センター(保健所)11名)	柏市と移譲事務に関する協議を進める。 柏市職員19名を柏健康福祉センター(保健所)、衛生研究所、動物愛護センター等で研修生として受け入れる。 現在、柏健康福祉センター(保健所)の所管区域となっている流山市、我孫子市について、所管区域の変更に必要な手続を進めていく。	健康福祉部

個別取組事項	内 容	17	18	19	20	進捗 状況	18年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
		年度	年度	年度	年度				
県内水道のあり方の検討	将来における県営水道等の県内水道のあり方について、望ましい県と市町村の役割、経営形態等を学識経験者による委員会で検討し、その提言を踏まえつつ、県・市町村・水道企業団等の合意形成を図ります。	検討・実施				A	17年度に設置した「県内水道経営検討委員会」において議論を重ね、19年2月に「これからの千葉県内水道について」として、統合・広域化の基本的な考え方や手順についての提言を受けた。 県と市町村等による地域検討会を開催した。	「県内水道経営検討委員会」の提言を受けて、県内水道の統合・広域化について更に検討を進める。 県と市町村等による検討会等を開催し、合意形成に努める。	総合企画部
(個別の事務・事業の見直し)									
公営競技の見直し	松戸競輪(16年度までの施行者:千葉県、松戸市)については、17年4月から開催を松戸市に一元化し、県としては開催を行わないこととしました。 船橋オートレース(施行者:千葉県、船橋市)については、事業の運営を包括的に民間企業に委託します。 船橋競馬(施行者:千葉県競馬組合(千葉県、船橋市、習志野市で構成))については、「船橋競馬新5か年計画」(14~18年度)に基づく各種振興策や経費の削減策等を積極的に推進し、経営の健全化を図ります。	検討・順次実施				A	船橋オートレースについては、18年度から22年度までの5年間、民間企業に包括的な運営委託を行った。 船橋競馬では、18年6月に策定した「船橋競馬再生プラン」(計画期間:18~19年度)に基づき「IT事業者との連携による販売チャンネルの拡大」、「人件費等の経費削減」を実施した。	オートレース事業は全国的にも売上げや入場者数が減少し厳しい状況にあることから、委託期間の終了後を見据え、今後のあり方を引き続き検討する。 船橋競馬については、「再生プラン」2年目として、引き続き民間活力を利用した販売チャンネルの拡大や経費削減に取り組む。 また、「再生プラン」後、引き続き経営改善に取り組むため、次期の基本方針の策定を行う。	総務部
公の施設の見直し(廃止、移譲)	民間において類似するサービスが提供されているもの(国民宿舎等)については、民営化など公的関与の必要性について見直しを行います。	検討・方針決定				A	上総、安房、関宿城の各博物館については、地元市への移譲に関して協議、検討を進めた。 大利根博物館、総南博物館を中央博物館の分館に再編した。 福祉ふれあい財団の解散に伴い、財団が所有していた「こどもの国」施設を公募型プロポーザル方式により売却し、民間企業が事業を継続することとなった。また、「酒々井ちびっこ天国」施設を撤去費負担のうえ地元町に移譲し、町が事業を継続することとなった。	上総博物館は、平成20年4月の木更津市への移譲に向けて、準備を進める。 関宿城博物館、安房博物館は、引き続き地元市への移譲に関して協議・検討を進める。 その他、公的関与の必要性について更に見直しを進める。	総務部 各局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	18年度取組状況	今後の取組予定	実施部局															
(2) 民間能力の活用																								
民間企業やNPO等との連携・協働	<p>行政と民間企業等との協働により、より大きな成果が生まれるよう、従来の枠組みにとらわれない新たな協働について検討を進めます。</p> <p>また、NPO立県千葉の実現を目指し、千葉県NPO活動推進指針に基づきNPO等の事業力強化を図るための支援を行うとともに、パートナーシップマニュアル等を活用し、行政とNPO等との協働を進めます。</p> <p>更に、民間企業等が行う地域の社会貢献活動、奉仕活動が積極的に展開される環境づくりについて、検討します。</p>	順次実施				A	<p>NPOと県行政との協働を推進する「ちばパートナーシップ市場」事業について、新たにNPOとの個別意見交換会を実施した。</p> <p>県の地域課題に対し、県・市町村・NPOが連携して事業に取り組む「地域活性化プラットフォーム事業」のモデル地域とテーマを決定した(2地域：柏市、南房総市)。</p> <p>県営住宅の建替えを契機とした「新たな地域社会づくり研究会」では、地域住民が主体となって福祉、就労、農業、教育、観光などの様々な分野が融合したプレーメン型地域社会づくりを検討し、19年3月に「中間まとめ」を取りまとめた。</p>	<p>20年1月に「ちばNPO月間2008」(推進強化月間)を実施する。その一環として、「市民活動フェスタ」を実施し、県民のNPO活動への理解と活動参加の促進を図る。</p> <p>「新たな地域社会づくり」について、地域を含めた意見交換会等により議論を深め、最終まとめを行うとともに、民間活力の導入に向けた可能性調査や事業化手法の検討を行い、事業を行う民間事業者を決定する。</p>	総合企画部 環境生活部 各局															
アウトソーシングの推進(民間委託、市場化テスト等)	<p>「事業仕分け」等の結果が行った業務についても、その実施は民間で行うことを基本とし、限られた人的資源を有効に活用するにふさわしい業務を、県が直接実施するものとして選択していきます。</p> <p>・許認可等の公権力の行使を伴うもの、企画調整、経営管理以外の業務は委託を原則とし、業務委託の判断基準を明確化したうえで、委託可能な業務を整理し、実施計画を策定します。</p> <p>・多くの人手やコストを要する業務については、活動基準原価計算(ABC分析)によるコスト計算を行い、市場化テストの実施について検討します。</p> <p>・業務委託に馴染まない業務等であっても、業務プロセスを分析のうえ、業務命令によって統制することが可能なものについては、派遣労働者を活用します。</p>	検討・順次実施				A	<p>民間委託の拡大など、民間能力を活用した事業実施に取り組んだ。</p> <p>・花見川第二終末処理場(下水処理施設)の維持管理について、19年度から複数年度の性能発注を基本とした包括的民間委託とし、民間業者の裁量に任せることにより、業務の効率化を図った。</p> <p>・道路交通法の改正を受けて、放置車両確認事務の民間委託を実施した。(16警察署、5法人・72人の駐車監視員)</p> <p>・つくばエクスプレス沿線整備事業の県施行2地区について、移転補償・換地設計等に係る業務を民間委託した。</p> <p>・郵便物の発送方法の見直しにより、一部を民間業者に委託することとし、19年4月からメール便を導入した。</p>	<p>18年度に行った業務の実施方法調査等を踏まえ、県職員が担うべき性質の業務、アウトソーシングを重点的に検討すべき業務の基準等を整理し、更なる対象業務の選定を行う。</p>	総務部 各局															
公の施設への指定管理者制度の導入	<p>公の施設の管理について、指定管理者制度を積極的に導入し、県民サービスの向上と行政コストの削減を図ります。</p>	実施				A	<p>125施設のうち62施設で指定管理者制度による管理を実施した。(その他は県直営55施設、移譲又は廃止等8施設(予定を含む))</p> <p><導入施設の内訳></p> <table border="1"> <tr> <td>レクリエーション施設・スポーツ施設</td> <td>国民宿舎、国際水泳場、県民の森 など</td> <td>19施設</td> </tr> <tr> <td>産業振興施設</td> <td>日本コンベンションセンター国際展示場、東葛テックプラザ など</td> <td>6施設</td> </tr> <tr> <td>基盤施設</td> <td>都市公園、駐車場 など</td> <td>22施設</td> </tr> <tr> <td>文教施設</td> <td>文化会館、博物館房総のむら など</td> <td>10施設</td> </tr> <tr> <td>医療・社会福祉施設</td> <td>リハビリテーションセンター・福祉ふれあいプラザ など</td> <td>5施設</td> </tr> </table> <p>※県営住宅(149団地)については管理代行制度を導入</p>	レクリエーション施設・スポーツ施設	国民宿舎、国際水泳場、県民の森 など	19施設	産業振興施設	日本コンベンションセンター国際展示場、東葛テックプラザ など	6施設	基盤施設	都市公園、駐車場 など	22施設	文教施設	文化会館、博物館房総のむら など	10施設	医療・社会福祉施設	リハビリテーションセンター・福祉ふれあいプラザ など	5施設	<p>県直営とした施設についても、国の制度の変更や類似施設における指定管理者制度の運用状況を踏まえ、必要に応じ、指定管理者制度の導入を検討していく。</p>	総務部 各局
レクリエーション施設・スポーツ施設	国民宿舎、国際水泳場、県民の森 など	19施設																						
産業振興施設	日本コンベンションセンター国際展示場、東葛テックプラザ など	6施設																						
基盤施設	都市公園、駐車場 など	22施設																						
文教施設	文化会館、博物館房総のむら など	10施設																						
医療・社会福祉施設	リハビリテーションセンター・福祉ふれあいプラザ など	5施設																						

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	18年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
住民参加による施設の維持管理制度の導入・実施	県民のみなさんに身近な道路や河川、公園等の公共施設の維持管理にあたっては、地域づくりの一員・担い手となっていただける個人や団体、企業等の協力を得ながら実施します。	方針策定	順次実施			A	実施団体、地元市町村、県(道路管理者)で協定を結ぶ「ボランティア・サポート・プログラム」により道路清掃等実施するとともに、「千葉県河川海岸アダプトプログラム」の試行により、都川など3河川(5団体)で河川清掃を実施した。 公園について、指定管理者制度導入に際しボランティアの活用を条件としたほか、県直営の幕張海浜公園等でもボランティアによる間伐作業等を実施した。 地元団体の発意で協働(漁協、近隣自治会、船橋市、千葉県、ボランティア)により海老川河口部水域の清掃活動を実施した(約150名参加)。	道路清掃等における「ボランティア・サポート・プログラム」の協力団体の拡大を推進する。 「河川海岸アダプトプログラム」については、試行結果を踏まえ、各地域整備センターでの本格運用を図る。 その他の取組も継続して実施されるよう協力・推進する。	県土整備部 各 部 局
PFIの推進	「千葉県PFI活用ガイドライン」について、PFI手法の導入における対象事業の基準及び導入の適否を判断する基準等を明確にする改訂を17年度中に行います。	改訂	導入検討			A	千葉県PFI施策推進会議を実施し、「千葉県PFI活用ガイドライン」について、PFI導入に当たっての作業を具体的に明示したマニュアル的な内容を取り込む等の改訂を行った。 PFIの活用促進を図るため、18年9月に県庁職員を対象としてPFI講習会を実施した。	千葉県PFI活用ガイドラインを踏まえ、引き続きPFI導入の検討を行う。 県庁職員を対象とした講習会をより効果的なものとし、PFI活用促進が図られるよう努める。	総合企画部 各 部 局
規制改革の推進	「規制改革に関する基本方針」に基づき、経済の活性化と県民負担の軽減を図るため、条例等による規制、県が独自に設定している規制(何らかの時間的・経済的負担を求めているもの)の撤廃・緩和や許認可等事務手続きを簡素化します。	実施				A	中小企業を対象とする34件の事務を対象に検討を行い、7件の見直しを行った。また、18件について、さらに検討を進めることとした。	社会状況の変化に応じ、各分野のニーズに沿った規制改革について検討を実施していく。	総務部 各 部 局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	18年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
2 県庁経営改革 <第2の柱>									
(1) 効率的な組織機構づくり									
出先機関の再編	県の出先機関については、16年度に支庁制度を廃止するなど大規模な再編・整備を行いました。今後、IT化の進展に伴う事務処理の効率化・合理化、市町村合併の進捗や県と市町村との役割の見直し等を踏まえ、地域の特性に応じた機能強化等も含め、組織のあり方等について検討し、再編を進めます。	検討・	順次実施			A	組織の簡素化や事務処理体制の効率化を図るため、18年度末に君津幹線道路建設事務所を廃止するとともに、病害虫防除所を農業総合研究センターへ、葛南地域整備センター・葛南整備事務所を本所へ統合した。	引き続き、県と市町村との役割の見直し等を踏まえ、出先機関のあり方について検討し、再編を進める。	総務部
中核市制度への移行に伴う保健所業務の移譲【再掲】	人口が30万人以上である市については、中核市制度への移行に伴い、保健所事務の移譲を進めます。	順次実施				A【再掲】			健康福祉部
試験研究機関の見直し	試験研究機関については、国・民間の試験研究機関や大学との連携や共同研究等を進め、研究項目等の選択と集中を行い、適正な組織規模について検討を進めます。	検討・	順次実施			A	各試験研究機関における研究項目等について選択と集中を行うとともに、内部組織の再編・統合等により、組織規模の適正化を推進した。 ・環境研究センターの大気部及び廃棄物・化学物質部を廃止 ・農業総合研究センター生産技術部生産工学研究室を廃止 ・森林研究センターの室編成を廃止 《参考》試験研究機関における職員数 17年4月 726名 18年4月 707名 19年4月 701名(※) ※病害虫防除所の農業総合研究センターへの統合に伴う増員(14名)を含む。	千葉県試験研究機関評価委員会における評価結果を有効活用し、引き続き研究項目等の選択と集中を行うとともに、適正な組織規模について検討を進め、組織の見直しを行っていく。	総合企画部 総務部 各局
地方独立行政法人化等の検討	公営企業、試験研究機関等について、成果やコスト構造等を明確にした経営を行うため、地方独立行政法人化等を検討します。	検討・	方針決定			B	他団体における導入の状況や、その効果等について調査・研究を行った。	試験研究機関については、千葉県試験研究機関評価委員会における評価結果を、試験研究機関の見直しに有効活用するとともに、他団体における導入効果等も踏まえ、引き続き地方独立行政法人化等について検討を続ける。 公営企業については、経営の健全化に取り組むとともに、他団体における導入効果等を見ながら、地方独立行政法人化等の検討を続ける。	総合企画部 総務部 各局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	18年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
(2) 公営企業の改革への取組									
水道局(水道事業)	これまで、浄・給水場の運転管理業務の委託や県水お客様センターの設置等を行ってきたところであり、今後とも、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、積極的に民間能力を活用するなど一層の改革を進めます。 また、現在の事業計画(13～17年度)が終了することから、22年度を目標年度とした次期事業計画を17年度末までに策定します。	策定	実施			A	19年2月、「千葉県水道局中期経営計画」の達成状況を評価するための第三者機関として、学識経験者等により構成する「千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会」を設置し、3月に第一回委員会を開催した。 印旛沼原水の水質悪化により水処理コストが上昇していることから、民間の新たな処理技術を公募して、産学官共同研究を行うこととした。	18年度事業等の取組み結果について、第三者機関の「千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会」で評価し、公表することにより、透明性の高い事業運営と、より一層経営の効率化に取り組む。 共同研究を2年間の予定で行う。企業、学識経験者、水道局で構成する検討会で検証し、実用化を検討していく。	水道局
企業庁(土地造成整備事業、工業用水道事業)	土地造成整備事業については、基盤整備事業を22年度までに、土地処分を24年度までに概ね終了させることとします。貸付済みの土地及び未分譲の土地を引き継ぐこととなる新たな組織については、他部局に関連する業務を含め検討し、準備を進めます。なお、現在の経営戦略プラン(15～17年度)が終了することから、17年度末までに次期プランを作成し、事業の効率的な執行を推進します。 また、工業用水道事業については、一層の経営の効率化を図るため、浄水場の運転操作等の外部委託を進めます。	順次実施				A	土地造成整備事業については、幕張新都心文教地区や千葉ニュータウンの土地利用の見直しを進めるなど、保有土地の処分の促進に取り組んだ。 長期事業収支見直し及び各地区毎の事業スケジュールについて見直しを行い、10月に公表した。 事業収束に向けた組織体制として、ニュータウン整備部を地域整備部に統合した。 工業用水道事業については、浄水場の運転管理業務の外部委託を拡大するなど、コスト縮減を図った。	「新経営戦略プラン」に基づき、土地造成整備事業については、保有土地の処分の促進、公共施設等の早期引継ぎなど円滑な事業収束に向けた取組を進める。 工業用水道事業については、外部委託の推進など維持管理等のコスト縮減を図るための取組を着実に推進する。 事業収束に向けた簡素で効率的な組織を目指すとともに、事業収束後の組織体制について、知事部局と連携を図りつつ検討する。	企業庁 関係部局
病院局(病院事業)	病院事業の独自性・自立性を高め、資源の一体的かつ効率的な運用によって経営健全化を図るため、16年度から地方公営企業法の全部適用を行いました。 今後は、千葉県病院局中期経営計画(17～19年度)に基づいて医療収益の向上を中心とした経営改善や効率的な人員配置等に取組み、単年度の赤字(15年度実績 約21億円)を19年度には約2億円に圧縮します。	順次実施				A	「平成18年度アクションプログラム」に基づき、患者サービスの向上や良質な医療サービスの安定的提供を行ったほか、経営効率化に向けた組織横断的な取組を実施した。 ・診療費のクレジットカード払い導入(19年4月からがんセンター等3病院) ・電子カルテ導入(18年4月からがんセンター) ・県立病院群臨床研修制度等の実施による医師の育成・確保	「平成19年度アクションプログラム」に基づく各種取組を行うとともに、効率的な人員配置などにより、経営の改善を進める。 現中期経営計画は今年度が最終年度となるので、新たな計画策定に取り組む。	病院局

個別取組事項	内 容	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	進捗 状況	18年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
(3) 公社等外郭団体の見直し									
公社等外郭団体の見直し	<p>県依存型の経営から自立型の経営へと転換を図り、県の政策課題に対応する真に必要な事業を独立採算により行うことを基本的考え方として、県行政改革推進本部で決定した見直し方針に沿って抜本的な改革に取り組みます。</p> <p>なお、見直し方針についてはその後の環境変化に応じてチェックし、団体の統廃合や役員員数の削減など必要な見直しを行い、団体数、役員員数を概ね2割削減します。</p> <p>① 新たな公社は設置しません。 ② 経営状況を積極的に開示します。 ③ 県からの人的支援は、原則としてなくします。 ④ 県退職者の採用は、経験・能力が必要な場合のみ行います。 ⑤ 公社等の財務状況や経営改善等について、客観性や透明性を図るため各公社等における監査機能を強化します。</p>	方針見直し → 順次実施				A	・新たな見直し方針の決定 平成18年10月行政改革推進本部(本部長・知事)において、新たな見直し方針を決定した。(前回の見直し方針を概ね達成した団体や廃止予定・別途検討などとしている団体を除く27団体を対象)	各団体に対して見直し方針を踏まえた経営計画の策定を指導するなど、引き続き改革方針の達成に向けて取り組んでいく。	総務部 各部局
							・指導対象団体の統廃合 4団体の廃止等により、指導対象団体は42団体となった。(19年度当初) <廃止> 福祉ふれあい財団、農業開発公社 <事業撤退> 千葉都市モノレール <指導対象外> 地域ぐるみ福祉振興基金		
							・役員員の削減(18年7月1日→19年4月1日) 2,455人 → 2,236人 ▲219人 (役員) 全体で▲12人、県OB・派遣職員で▲6人 (職員) 全体で▲207人、県OB・派遣職員で▲16人		

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	18年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
--------	-----	------	------	------	------	------	-----------	---------	------

(4) 定員管理の適正化

<p>新たな定員適正化計画の推進</p> <p>分権型社会における県の役割の見直しを踏まえ、県の行うべき業務に対して、真に必要な人員を振り向けます。</p> <p>そこで、取組の具体的目標として、新たに前回計画を上回る削減人数を設定した定員適正化計画を策定し、知事部局、各行政委員会、公営企業、教育委員会事務局及び警察(警察官以外)の職員の削減に努めます。</p> <p>[学校職員] 学校職員については、標準法による定数を最大限活用することとし、県単独配置職員の見直しを行います。</p> <p>[警察官] 警察官については、今後の社会情勢等を考慮しながら、適正な職員配置に努めます。</p>							<p>策定 →</p> <p>実施 →</p>	A	<p>定員適正化計画の進捗状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>[17.4.1]</th> <th>[22.4.1]</th> <th>目標数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>[19.4.1]</td> <td>実績</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 知事部局等(職員数)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>知事部局等</td> <td>8,656</td> <td>7,356</td> <td>▲1,300(▲15.0%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8,380</td> <td>▲276</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※公益法人等への派遣職員及び育児休業中の職員等、行政委員会職員を含む。</small></p> <p>2 公営企業、教育委員会事務局、警察本部(警察官除く)(職員数)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>公営企業</td> <td>3,549</td> <td>2,939</td> <td>▲610(▲17.2%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3,339</td> <td>▲210</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>1,140</td> <td>990</td> <td>▲150(▲13.2%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,005</td> <td>▲135</td> </tr> <tr> <td>警察(警察官以外の職員)</td> <td>1,172</td> <td>1,147</td> <td>▲25(▲2.1%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,177</td> <td>+5</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>5,861</td> <td>5,076</td> <td>▲785(▲13.4%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5,521</td> <td>▲340</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※公益法人等への派遣職員及び育児休業中の職員等、派遣社会教育主事を含む。</small></p> <p>3 学校職員(定数)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>学校職員</td> <td>41,080</td> <td>40,720</td> <td>▲360</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>40,862</td> <td>▲218</td> </tr> <tr> <td>標準法による定数</td> <td>40,184</td> <td>40,100</td> <td>▲84</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>40,109</td> <td>▲75</td> </tr> <tr> <td>県単定数</td> <td>896</td> <td>620</td> <td>▲276</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>753</td> <td>▲143</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 警察官(定数)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>警察官</td> <td>10,951</td> <td>11,361</td> <td>+410</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11,237</td> <td>+286</td> </tr> </tbody> </table> <p>合計</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>66,548</td> <td>64,513</td> <td>▲2,035</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>66,000</td> <td>▲548</td> </tr> </tbody> </table>	区分	[17.4.1]	[22.4.1]	目標数			[19.4.1]	実績	知事部局等	8,656	7,356	▲1,300(▲15.0%)			8,380	▲276	公営企業	3,549	2,939	▲610(▲17.2%)			3,339	▲210	教育委員会事務局	1,140	990	▲150(▲13.2%)			1,005	▲135	警察(警察官以外の職員)	1,172	1,147	▲25(▲2.1%)			1,177	+5	小計	5,861	5,076	▲785(▲13.4%)			5,521	▲340	学校職員	41,080	40,720	▲360			40,862	▲218	標準法による定数	40,184	40,100	▲84			40,109	▲75	県単定数	896	620	▲276			753	▲143	警察官	10,951	11,361	+410			11,237	+286		66,548	64,513	▲2,035			66,000	▲548	<p>定員適正化計画の推進にあたっては、総枠の中で弾力的、機動的な運用を図り、行政需要の変化に対応したスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、真に必要な事業には適切に人員を配置しつつ、定員管理の適正化に努める。</p> <p>県の担うべき役割の明確化や事業の選択と集中、民間能力の積極的な活用などを基本に、業務のアウトソーシングや事務事業の廃止、効率化による組織の見直しなどにより、定員管理の適正化に取り組んでいく。</p>	<p>総務部 各任命権者</p>
	区分	[17.4.1]	[22.4.1]	目標数																																																																																															
		[19.4.1]	実績																																																																																																
知事部局等	8,656	7,356	▲1,300(▲15.0%)																																																																																																
		8,380	▲276																																																																																																
公営企業	3,549	2,939	▲610(▲17.2%)																																																																																																
		3,339	▲210																																																																																																
教育委員会事務局	1,140	990	▲150(▲13.2%)																																																																																																
		1,005	▲135																																																																																																
警察(警察官以外の職員)	1,172	1,147	▲25(▲2.1%)																																																																																																
		1,177	+5																																																																																																
小計	5,861	5,076	▲785(▲13.4%)																																																																																																
		5,521	▲340																																																																																																
学校職員	41,080	40,720	▲360																																																																																																
		40,862	▲218																																																																																																
標準法による定数	40,184	40,100	▲84																																																																																																
		40,109	▲75																																																																																																
県単定数	896	620	▲276																																																																																																
		753	▲143																																																																																																
警察官	10,951	11,361	+410																																																																																																
		11,237	+286																																																																																																
	66,548	64,513	▲2,035																																																																																																
		66,000	▲548																																																																																																

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	18年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
(5) 分権時代に対応した職員の能力向上、多様な人材の確保									
新たな人事評価制度の導入	職員の職務を遂行する上で発揮した能力や職務を遂行した実績を的確に把握・評価するより客観的な人事評価制度について、国の公務員制度改革の動向を踏まえて具体的な検討を行い、実施していきます。	検討・実施				A	目標チャレンジプログラム制度を本格実施した。 本庁課長級以上の職員を対象に、評価結果を勤労手当に反映させることについて検討を進めた。	目標チャレンジプログラムを引き続き実施し、能力・実績重視の人事評価制度を構築する。	総務部
人材開発の推進	地方分権の進展等により、政策や法務に関する知識など職員に求められる能力も大きく変わってきています。このため、新たな人材開発に関する基本的な方針を策定し、国や市町村、民間企業等との人事交流や職員の主体的な能力開発への支援、研修制度、人事制度と連携した人材開発など仕組みを整備し、意欲と能力を備えた職員の育成を進めます。	検討・実施				A	18年4月に策定した「千葉県人材開発基本方針」について庁内に周知するとともに、同方針に基づき、研修委託業者の見直しを行い、研修内容の高度化・専門化を図った。	職員能力開発センターに政策研究室を設置し、今後の職員研修のあり方や政策研究のあり方について検討する。	総務部
多様な人材の確保	多様化・高度化する行政サービスの需要に対処するため、多様な能力を持つ人材を採用、確保するとともに、弾力的な組織運営(職員配置)が行われるよう、職種区分を見直します。 ・任期付職員、民間企業等経験者の採用 ・職種区分(採用職種)の見直し	検討・実施				A	任期付職員について、18年度3名、19年4月から7名採用し、徴収実務、障害者権利擁護の分野等に配置した。 民間企業等経験者の採用について、18年度に民間企業職務経験者試験を実施し、19年4月から6名を採用し、土木分野等に配置した。	引き続き、任期付職員制度を活用するとともに、民間企業等職務経験者採用試験を実施する。 職種区分について、組織運営の弾力化を進めるとい観点から、引き続き見直しを検討する。	総務部
勤務時間の弾力化	複雑高度化の進む行政課題に的確に対応し、公務の効率的な運営を確保するため、短時間勤務制度や在宅勤務制度等、勤務時間の弾力化を検討します。	検討・実施				A	19年4月から時差出勤制度に早出勤の区分を設けた。 育児のための短時間勤務について、法案が国会に提出されており、その動向を注視しながら、検討を進めた。	19年5月に法改正され育児のための短時間勤務制度が導入された。今後、改正の内容を十分に精査し、本県への導入について検討を進める。	総務部
給与及び特殊勤務手当等の見直し	民間準拠を基本として、より職員の職務・職責や実績に応じた給与となるよう、給与構造の見直しを行います。 また、特殊勤務手当等について、社会情勢や業務内容の変化を踏まえ、適正化を図ります。	検討・実施				A	管理職手当について、年功的な給与処遇を改め、職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から定額制に見直した。 特殊勤務手当及び給料の調整額について、廃止や支給額の見直しなど、社会情勢の変化等に応じて見直した。 厳しい財政状況を踏まえ、一般職の給料及び管理職手当と知事等特別職の給料の減額措置を行っている。	勤労手当への勤務実績の反映について、本庁課長級以上の職位の職員を対象に、新たな人事評価制度の活用の実施に向けた検討を進める。 上記以外の勤労手当への勤務実績の反映及び昇給への勤務実績の反映について、新たな人事評価制度を踏まえ引き続き検討する。	総務部
福利厚生事業の見直し	全ての職員住宅・寮を対象に今後の廃止計画を策定し、転用又は用地の処分を進めます。 廃止するまでの間は、民間家賃の状況等を勘案し貸付料の引き上げや、職員間の公平性確保の観点から長期入居の見直しを行うとともに、職員住宅の集約化を図ります。	策定	順次実施			A	<知事部局> 3住宅・6寮を廃止した。 平成22年度末までの廃止計画(6住宅5寮)を策定した。 <企業庁> 1住宅を廃止した。 <教育庁> 5住宅で7棟を廃止した。	廃止方針が決定されている職員住宅については、順次、廃止していく。その他の職員住宅・寮についても廃止計画の策定に向けた取組を進める。 すでに廃止した職員住宅について、処分を進めるため、敷地の境界確定測量を行う。 水道局1寮について、耐震診断結果及び施設老朽化並びに入居率が低いことを考慮し、供用廃止に向けて取り組む。	総務部 各任命権者
組織・職員のノウハウの共有	組織能力の向上や業務の改善を図るため、職員の優れたノウハウや成功体験、成功事例を組織全体で共有する仕組みを作ります。	順次実施				A	職員個人がもっている経験や知識を共有、活用する制度として、18年4月に「庁内人材バンク」を立ち上げ、運用している。 掲載情報は、 ・職務に関する経験や検討、他の職員に役立つ知識等 11件 ・テーマを定めた研究の経験 9件	庁内人材バンクの充実を図るとともに、ノウハウ共有のための仕組みを検討する。	総務部

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	18年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
(6) 電子化等を活用した業務プロセスの改善									
電子調達(入札)の実施	事業者の利便性の向上と調達コストの低廉化や行政事務の効率化を図るため、公共事業、物品購入等の調達(入札)事務がインターネットを通じて行える電子調達(入札)を実施します。	試行	拡大	本格稼働		A	建設工事977件、物品1件の電子入札を行った。 件数増加に対応するための機器増強等の検討を行った。	建設工事については、19年度以降、全ての入札案件を電子入札に対応させる。 物品については、19年度は管財課執行分の全て、20年度以降は全所属の入札案件を電子入札に対応させる。 これらに対応するため、機器増強等を行う。	総務部 県土整備部
電子申請・届出システムの導入	県民・事業者の利便性の向上のため、各種申請・届出の行政手続がインターネットを通じて行える電子申請・届出システムを導入します。	開発	稼働	拡大		A	18年度に新たに144手続を追加し、計203手続で利用可能とするともに、各手続のオンライン化スケジュールについて、16年度調査を基に再調査を行った。	行政手続だけでなく、各種講座・イベントの申し込みを含め、オンライン化を順次拡大する。	総務部
マルチペイメントネットワークの導入	県民・事業者の利便性の向上のため、金融機関と収納機関をネットワークで結び、利用者がパソコン、携帯電話、ATMなどの様々な手段により、自動車税や自動車取得税などの支払いを行うことが出来るマルチペイメントネットワークを導入します。	検討		設計・開発	稼働	B	地方自治法の改正によりクレジットカードによる収納が可能となったことなどを踏まえ、マルチペイメントネットワークを含む公金収納方法の拡大全般についての検討を行うため、収納方法の実態調査を実施した。	収納事務の実態調査の結果等を参考に、マルチペイメントネットワークの導入を検討する。	総務部 出納局
新総合文書管理システムの導入	行政事務の効率化を図るため、文書のライフサイクル(收受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等)を一元的に管理する総合的な文書管理システムを導入します。	検討	設計・開発	稼働		A	システム設計・開発を実施するとともに、各公営企業・行政委員会を含め、文書規程等の改正の協議を実施した。	システムの運用面の整備、職員への周知を図ったうえで、稼働する。	総務部
内部事務の集約化	行政事務の効率化を図るため、県立学校においても庶務共通事務処理システムを導入します。		順次実施			B	小中学校教員の旅費審査事務について検討を進め、19年度から総務ワークステーションで集中処理を行うこととした。(対象約2万8千人、65万件) 県立学校教員の手当認定事務については、集約化による事務削減効果等について改めて検討を行っていくこととした。	県立学校教員の手当認定事務を集中処理した場合の事務削減効果等について引き続き検討していく。	総務部 教育庁
システムの市町村共同利用の実施	県・市町村全体としての行政経費を削減するため、電子調達(入札)システム及び電子申請・届出システムの共同利用を実施します。	(調達)調整	実施			A	・電子調達(入札)システム 18年4月からシステムが稼働し、7団体において運用を開始するとともに、19年度に予定する8団体の運用開始に向け、千葉県電子自治体共同運営協議会において、団体間の調整を行った。 ・電子申請・届出システム 18年10月からシステムが稼働し、4団体において運用を開始するとともに、19年度に予定する9団体の運用開始に向け、千葉県電子自治体共同運営協議会において、団体間の調整を行った。	協議会において、実施予定団体に対して、実施に向けた準備の支援を行う。 <実施予定等団体数> (電子調達(入札)システム) 19年度 8団体追加 20年度 7団体追加 21年度 4団体追加 22年度 2団体追加 (計 28団体を予定) (電子申請・届出システム) 19年度 9団体追加 20年度 12団体追加 21年度 12団体追加 22年度 1団体追加 (計 38団体を予定)	総務部
【その他】						—	・県立図書館のインターネット予約 県民の利便性をより高めるため、県立図書館において、ホームページからインターネットを介した図書予約ができるようシステムを改善し、19年2月からサービスを開始した。 ・インターネット公売の実施 県税に係る差押財産の換価促進を図るため、18年8月からインターネット公売用オークションシステムを利用した公売を4回実施した。 売却額 合計27,441,637円	広報等により、県民のインターネット図書予約サービスの活用を促進する。 引き続きインターネット公売を活用し、差押財産の換価の促進を図る。	教育庁 総務部

個別取組事項	内 容	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	進捗 状況	18年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
(7) 入札・契約制度の改善及び公共工事コスト縮減									
一般競争入札の拡大	競争性の向上と調達手続きの透明化を図るため、一般競争入札の拡大を行います。	基準検討	実施			A	一般競争入札の対象工事を、設計金額10億円以上から2億円(建築は5億円)以上に拡大した(17年度4件→18年度41件)。 公募型指名競争入札の対象工事を、設計金額2億円以上10億円未満から、1億円以上2億円未満(建築は1億円以上5億円未満)に拡大した(17年度29件→18年度53件)。	一般競争入札の対象工事を段階的に拡大する。当面、19年10月から5千万円以上に拡大して実施する。 物品調達等についても、対象を段階的に拡大する。当面、19年10月から5百万円以上(現在3千2百万円以上)に拡大して実施する。	総務部 県土整備部
総合評価落札方式等の導入	価格のみの競争ではなく、施工手順や品質管理の方法、技術者の能力など企業の技術力等を含め総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式を導入します。 併せて、VE(バリュー・エンジニアリング)方式や設計施工一括方式等、民間技術力の活用を図ります。	基準検討	実施			A	「総合評価落札方式実施要領」を制定し、総合評価方式の入札を、県土整備部で15件試行した。 「設計・施工一括発注方式実施要領」を制定した。	総合評価方式の対象を拡充することとし、19年10月から5千万円以上の工事を対象に実施する。 設計・施工一括発注方式の試行を行う。	県土整備部
随意契約の見直し	地方自治法施行令第167条の2に基づき随意契約で行われている業務委託契約については、随意契約理由、当該サービスを提供する企業等の存在を精査し、競争入札への転換を進めます。 また、競争入札の拡大を図るため、長期継続契約制度の導入を検討します。	実施				A	随意契約を「競争入札になぜできないのか」、「真に随意契約の要件に該当するののか」等の視点で見直しを行い、「随意契約適正化の取組指針」を決定した。 調査対象契約のうち、今後も「競争的でない随意契約」によるものは、契約金額ベースで35.1%から18.5%となった。 今後はさらに、随意契約理由の公表など透明性の確保に努めることとした。	随意契約適正化の取組指針に示した「契約に係る情報の公表」、「検査及び指導の強化」、「契約に関する統計調査」を実施し、一層の透明性・公正性の確保に努める。 長期継続契約制度について、引き続き検討していく。	総務部 県土整備部
コスト構造改革の実施	公共事業における設計・計画から維持管理までの全ての段階でコストの観点から見直すコスト構造改革プログラムに取組み、設計の総点検、設計VEにおける専門家の活用等により、総合的なコスト縮減を図ります。 ※設計VE(バリュー・エンジニアリング)：設計段階で、より安価な方法を見出す手法	実施				A	18年度に取りまとめた、17年度公共工事コスト縮減対策の取組結果は、14年度と比較し6.2%(縮減額68億円)の低減となった。 コスト縮減のための設計総点検を188件行い、事業費で13.5%(縮減額256億円)の低減となった。 設計VEを3件実施した。(うち2件は17年度から継続)	引き続き、20年度までを計画期間とする「コスト構造改革」に取り組み、実施結果を公表していく。 設計VEについて、新たに1件実施予定。	県土整備部 各局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	18年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
--------	-----	------	------	------	------	------	-----------	---------	------

(8) 開かれた県政と県民参加の推進

タウンミーティング等の積極的な展開	大規模な事業計画や政策の策定にあたっては、計画段階から広く県民、団体等の関心を高めるとともに、意見を計画に反映させるため、タウンミーティング等による合意形成に取り組めます。	実施				A	県ホームページの「県民参加のページ」にタウンミーティング開催予定や開催実績・内容などの情報を集約して掲載した。	引き続き、「県民参加のページ」の充実に努め、県民によりわかりやすくタウンミーティング等の情報を提供していく。	総合企画部 各部局
県民の声データベースの構築	知事への手紙など様々なチャンネルから寄せられるみなさんの意見・提案・質問を、行政サービスの見直し等に活用するため全庁的に共有するとともに、県民のみなさんへの説明責任を果たし、納得をいただくため、寄せられた意見等に対する県の考え方を公表します。	実施				A	県に寄せられた意見・提案を、県の考え方と併せて、県ホームページに「県民のこえ」として掲載した。 各課がホームページ上に掲載している「業務内容等のQ & A」をリンクとして掲載した。	引き続き、県ホームページにおいて「県民のこえ」のページの充実を図るとともに、県民にわかりやすく活用しやすいページづくりを行う。	総合企画部
行政コストの表示	職員のコスト意識を高めていくとともに、県民のみなさんに県の業務に係る費用等の情報を提供するため、公共工事やイベント、印刷物に要するコストを分かりやすく表示します。	実施				B	17年度決算におけるバランシシートや行政コスト計算書等財務諸表を作成した。	国等における公会計制度改革の流れを踏まえながら、財務諸表の内容について検討し、引き続き財務諸表の公表を行っていく。	総務部 各部局
施設ごとのコストの公表	施設の運営改善に資するため、福祉施設など利用者が多いことが事業の効用につながらない施設を除き、利用者1人あたりにかかる施設のコストを公表します。	実施				A	下記施設でコスト公表を行った。 14年度決算 関宿城博物館 15年度決算 国際総合水泳場 16年度決算 生涯大学校 17年度決算 文化会館	引き続き施設のコストの公表に取り組む。	総務部 各部局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	18年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
(9) 県有施設等の有効活用									
(ファシリティマネジメントの推進)									
施設のライフサイクルコスト(生涯費用)の抑制	施設の有効利用や、快適・機能的な執務環境を実現するため、総合的・長期的視野に立ち、企画・管理を行います。 建設費用だけでなく、光熱費、保全費、改修・更新費、解体処分費用を含む施設の生涯費用(Life Cycle Cost)の抑制、施設の長寿命化を図るため、総合的・長期的な財務的視点に立った維持管理・更新計画を策定します。	検討・実施				A	「さわやかちば県民プラザ」(柏市)に、ESCO(エスコ: Energy Service Company)事業を導入することとし、事業者の選定に向け、手続を進めた。 施設実態調査の実施に向けて、調査項目の検討・整理、対象機関の決定等、調査の準備を進めた。	ESCO事業については、19年度に契約を締結し、実施に向けて改修工事を行う。20年度からサービス開始予定。 ファシリティマネジメントは、基本方針の検討を進めるとともに、施設実態調査や、劣化度調査を実施する。	総務部 県土整備部 各部局
県有資産の有効活用	県有資産についての情報を集約・一元化し、総合的な管理を行います。 効果的・効率的な利用が行われていない施設については集約化や、適正な配置、民間ビルの活用を検討するとともに、活用されていない土地、施設については、売却を計画的に進めます。	検討・実施				A	未利用県有地の処分を進めた。 (18年度実績:一般会計) 土地 168,676.49㎡ (1,750,729千円) 建物 8,461.42㎡ (22,599千円) 合計 (1,773,328千円) 公有財産管理システムについて、新システムの開発を進め、19年4月から運用を開始した。	未利用の施設・土地等について、引き続き計画的な売却を進める。 新たな公有財産管理システムにより、全庁的に情報の共有化が図られることから、財産の適正管理を更に進める。	総務部
県有資産を活用した自主財源の確保	自主財源の確保等に資するため、県有資産を活用した広告事業を行います。なお、実施にあたっては窓口の一元化等、広告主の利便性を図ります。 ・施設命名権(ネーミング・ライツ)の導入 ・各種媒体による広告事業の実施 ・名入れ寄付	検討・実施				B	県広報紙「ちば県民だより」18年11月号から広告掲載を開始した。	「ちば県民だより」19年5月号～20年4月号に広告掲載する。 その他の広告媒体への拡大を図る。	総務部 各部局